

西渋川地区地区計画区域



○屋外広告物条例 基準

⇒ **自家用のみ掲出可(電柱広告を除く)**

区域全域に第3種許可地域の掲出基準

○地区計画 基準

屋外広告物は、次の各号を全て満たすもの以外は表示、設置してはならない。

- (1) **自己の用に供するもの**
- (2) 表示面積の合計が **1㎡以下**のものとする。ただし、**福祉施設地区**については、**表示面積の合計は5㎡以下**とする。
- (3) **周辺との調和**を十分配慮したデザイン、色彩のもの